

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、公告する。

なお、本入札は特別簡易型総合評価方式により落札者を決定するものとする。

また、本工事は、「下関市余裕期間制度活用工事に関する試行要領」に基づき、発注者が工事着手日を指定する発注者指定方式により余裕期間を設定した工事であり、「営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領」に基づく、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。

令和8年(2026年)10月5日

下関市長 前田 晋太郎

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事名

(仮称) 火の山屋内展望施設新築電気設備工事
- (2) 工事場所

下関市みもすそ川町
- (3) 工事概要

本工事は、（仮称）火の山屋内展望施設の新築電気設備工事を行うもの
- (4) 工期（実工期）

令和9年1月4日から令和10年3月17日まで（発注者指定方式）
- (5) 設計金額

落札者決定後に公表する。

2 入札参加資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

入札参加資格の要件		
共通事項		ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者に該当しないこと。 イ 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。 ウ この公告の日から本工事の開札の日までに、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。 エ 会社更生法(平成１４年法律第１５４号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成１１年法律第２２５号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。)でないこと。 オ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
参加形態		単体企業
競争入札参加資格	建設工事の種類	電気工事
	等級 (総合評点)	A等級（９５０点以上）
建設業許可		電気工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
所在地		下関市内に本店があること。

施工実績	平成23年4月1日以降に、元請として、電気工事(請負金額7000万円以上の公共工事又はPFI法に基づき下関市と事業契約により施工した工事)を施工し、引き渡した実績があること。
配置技術者	建設業法に従い、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。ただし、配置予定の監理技術者等にあつては「直接かつ恒常的な雇用関係」が必要であるので、それを明示することのできる資料を添付すること。監理技術者の資格及び要件としては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
備考1	第一種電気工事士の有資格者を配置できること。ただし、配置予定の第一種電気工事士については、その資格及び「直接かつ恒常的な雇用関係」が必要であるので、それを明示することのできる資料を提出すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所
下関市総務部契約課 (所在地) 下関市南部町1番1号 本庁舎西棟3階
(Tel) 083-231-1761 (Fax) 083-231-2430

- (2) 日時
- | | | |
|----------------|-------|----|
| 令和 8年10月 5日(月) | 9:00 | から |
| 令和 8年10月30日(金) | 16:30 | まで |

なお、令和8年6月1日以降、技術提案資料ほか紙文書を契約課に持参する場合の受付時間は、9時から16時30分までとする。

4 入札参加手続等

- (1) 入札参加申請方法
下関市電子入札システムを使用すること。
申請に当たっては、次表の提出欄において○が付されている書類を添付すること。
事後審査欄において○が付されている書類は、事後審査とする。

提出	事後審査	書類
○		入札参加確認申請書添付用
	○	同種・同規模工事等の施工実績調書(様式第2号)
	○	配置予定技術者の資格・工事等経験調書(様式第3号)
	○	配置予定の第一種電気工事士に係る資料
(事後審査について) 開札後、落札候補者の通知を受けた者は、別途指定する期限までに、事後審査に係る書類をファクシミリにて上記3に送付すること。 期限までに提出がない場合、又は審査の結果入札参加資格に該当しないことが判明した場合は、失格とする。 ただし、同種・同規模工事等の施工実績調書(様式第2号)及び配置予定技術者の資格・工事等経験調書(様式第3号)については、入札時に提出された技術提案資料で確認することができた場合、提出を求めない。		

- (2) 入札参加申請期間
- | | | |
|----------------|-------|----|
| 令和 8年10月 5日(月) | 9:00 | から |
| 令和 8年10月19日(月) | 17:00 | まで |

- (3) 入札参加資格の決定
入札参加資格の審査結果は、申請書提出締切以降、次の日時までに通知する。

令和 8年10月20日(火)	17:00	まで
----------------	-------	----

- (4) 設計図書の入手先
設計図書は、入札情報公開システムからダウンロードすること。

- (5) 質問の方法
本工事内容の質問は、下関市電子入札システムを使用すること。
質問の回答は、後日速やかに入札参加者全員に提示する。
質問の期限は、次の日時とする。

令和 8年10月21日(水)	17:00	まで
----------------	-------	----

5 入札方法等

(1) 入札方法

下関市電子入札システムを使用すること。
本入札は、総合評価方式に係る自己採点方式を適用するため、技術提案資料（下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領による様式第1号、様式第2号及び様式第2号の提出書類の欄に記載した書類等）及び自己採点表の提出を求めるものとし、提出がない場合は入札を無効とする。
技術提案資料及び自己採点表については、総務部契約課に持参して提出することができるものとする。

(2) 工事費内訳書

工事費内訳書	提出を要する。
工事費内訳書提出に係る注意事項	工事費内訳書の様式は、入札情報公開システムよりダウンロードすること。 工事費内訳書は、下関市電子入札システムを使用し、入札書に添付して提出すること。 工事費内訳書の提出がない場合、又は工事費内訳書に不備がある場合は、その者のした入札を無効とする。

(3) 入札保証金

下関市契約規則による。
ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

(4) 入札書、技術提案資料及び自己採点表の提出期間

令和 8 年 1 0 月 2 8 日（水）	8：30	から
令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）	17：00	まで
※ただし持参する場合の受付時間は9：00から16：30まで		

(5) 再度入札

再度入札の実施回数	2回まで
再度入札を実施する場合の入札方法等	再度入札は、別途通知において指定する期限までに下関市電子入札システムを使用して行うこと。 再度入札においては、工事費内訳書の提出は不要とする。 初度入札において無効入札とされた者又は失格基準額に満たない者は、再度入札に参加できないものとする。2回目の再度入札においては、1回目の再度入札において無効入札とされた者又は失格基準額に満たない者は、参加できないものとする。

6 落札者の決定方式等

落札者決定方式	特別簡易型総合評価方式								
落札者決定基準	別添「（仮称）火の山屋内展望施設新築電気設備工事落札者決定基準」による。								
総合評価方式に係る自己採点方式等の適用について	本入札は、総合評価方式に係る自己採点方式を適用し、開札後に入札価格及び自己採点表に基づき評価値を算定し、評価値1位の者について、技術提案資料の審査を行うものとする。 また、総合評価方式における履行確実点（試行）を適用し、入札価格が下関市低入札価格調査実施要領に規定する調査基準価格以上の場合、履行確実点（5点）を技術評価点に加算する。								
低入札価格調査	調査基準価格及び失格基準額を設定する。 調査基準価格を下回る価格で入札した者があるときは、失格基準額を下回る価格で入札した者を除き、下関市低入札価格調査実施要領に基づき低入札価格調査を実施する。調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときには、落札外とする。 失格基準額を下回る価格で入札した者は、当該契約の内容に適合した履行がされないものとみなし、失格とする。 調査基準価格は、下関市低入札価格調査実施要領のうち、次表の適用欄において○が付された規定により算出した価格とする。 <table><tr><td>適用</td><td>適用規定</td></tr><tr><td></td><td>第3条第1号（土木系）</td></tr><tr><td>○</td><td>第3条第2号（営繕系）※現場管理費相当額は同号アの規定</td></tr><tr><td></td><td>第3条第2号（営繕系）※現場管理費相当額は同号イの規定</td></tr></table>	適用	適用規定		第3条第1号（土木系）	○	第3条第2号（営繕系）※現場管理費相当額は同号アの規定		第3条第2号（営繕系）※現場管理費相当額は同号イの規定
適用	適用規定								
	第3条第1号（土木系）								
○	第3条第2号（営繕系）※現場管理費相当額は同号アの規定								
	第3条第2号（営繕系）※現場管理費相当額は同号イの規定								

7 開札日時等

開札日時	令和 8 年 1 1 月 2 日 (月) 9 : 1 5
開札場所	下関市役所本庁舎西棟 3 階 総務部契約課
積算内容確認	落札決定保留後、入札情報公開システムに予定価格等を掲載するので、積算内容の確認を行う場合は、下関市ホームページ「工事入札発注掲示板」の「様式集」から「建設工事等における積算内容確認依頼書」をダウンロードし、総務部契約課に持参（落札決定が保留された日から起算して 3 日（休日を除く）以内。）すること。

8 その他

ア	入札参加申請を行った者のうち入札参加資格が無いと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を総務部契約課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
イ	上記アに対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
ウ	入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び下関市工事等請負契約入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
エ	入札参加者が開札日までに入札参加資格を満たさなくなったとき、その者のした入札は無効とする。
オ	入札において、事故が起きたとき、又は不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
カ	落札者が、契約までに入札参加資格を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
キ	上記エ、カの入札参加資格に係る下関市建設工事競争入札参加者総合評点又は総合評定値通知書の総合評定値については、参加承認可否通知後の変動に関わらず通知時の当該評点又は当該評定値をもって入札参加可否決定の当該評点又は当該評定値とする。
ク	入札契約に関する書類を記入するときは、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（いわゆる消せるボールペン）を使用しないこと。
ケ	「直接かつ恒常的な雇用関係」を明示することのできる資料を提出する際は、原則として、「本人氏名」、「生年月日」、「事業所の所在地・名称」、「資格取得年月日等のわかる部分」、「書類の発行（交付）年月日」以外の項目は、マスキングを施すこと。 なお、資料の例は以下のとおり。（いずれも写し可） 監理技術者資格者証、住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）、 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書 等
コ	入札参加資格として求める施工実績及び配置技術者の施工経験において、P F I 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づき下関市と事業契約により施工した工事については、その実績がコリンズ（工事实績情報システム）に登録してあること。
サ	施工実績について、コリンズ（工事实績情報システム）に登録された受注に対応した建設業許可業種のほか、発注機関による建設工事発注証明書類の提出があった場合は、その建設業許可業種についても施工実績に含めるものとする。
シ	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、建設労働者の確保や建設資材の調達等を行うことができる余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）である。余裕期間内は、現場代理人、主任技術者及び監理技術者等を配置することを要しない。 また、現場に搬入しない資材等の手配及び書類作成等の準備を行うことはできるが、測量、現場への資材の搬入及び仮設物の設置等の準備を含め、工事に着手してはならない。 なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。 実工期： 令和 9 年 1 月 4 日から令和 1 0 年 3 月 1 7 日まで （余裕期間： 契約締結日の翌日から工事着手日の前日まで） 上記の工期の始期日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。
ス	本案件において総合評価方式による評価対象となる配置予定技術者は、本公告に定める技術提案資料の提出期限までに同公告の落札者決定基準に定める資格を有し、それらを確認できる資料を添付しており、かつ、同公告で定める技術提案資料の提出期限日において、上記の実工期の始期日以降に、別工事に如何なる役職を問わず従事していないことが確認できる者とする。
セ	本工事に係る請負契約については、市議会の議決を要するため落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。本工事の請負契約締結議案の上程は、令和 8 年 1 2 月議会を予定している。
ソ	関連工事である「（仮称）火の山屋内展望施設新築建築主体工事」の入札が中止又は不調になった場合には、本工事の入札も中止する。また、「（仮称）火の山屋内展望施設新築建築主体工事」に係る請負契約締結について市議会で否決された場合には、この「（仮称）火の山屋内展望施設新築電気設備工事」の本契約も締結しないものとする。

(仮称)火の山屋内展望施設新築電気設備工事落札者決定基準

1 評価項目及び評価基準

評価項目		細 目	評 価 基 準	評価点	換算値
企業 の 技 術 力	企業 の 技 術 的 能 力	過去8年間の同種工事(公共工事)の施工実績の有無 (平成30年4月1日以降に、元請として電気工事(公共工事)を施工し、引き渡した実績)	指定金額以上の実績あり	2	7 ↓ 4
			指定金額の2分の1以上の実績あり	1	
			指定金額の2分の1以上の実績なし	0	
		過去2年間(建築一式工事は過去4年間)の下関市発注工事における工事成績評定点(同種工種)の平均点 (同種工種:電気工事)	80点以上	2	
			75点以上、79点以下	1.5	
			70点以上、74点以下	1	
			65点以上、69点以下	0.5	
			60点以上、64点以下、又は実績なし	0	
			59点以下	-0.5	
		過去2年間の指名停止措置の有無	措置なし	0	
			措置あり	-1	
		過去3年間の優良工事表彰の有無 (電気工事部門)	表彰あり	1	
			表彰なし	0	
		ISO9001、ISO14001の取得状況、環境への配慮(エコマネジメント等)	何れか1つを認証取得している	1	
			認証取得していない	0	
		労働安全衛生マネジメント等の取得状況	認証取得している	1	
			認証取得していない	0	
		作業船の保有状況	主作業船のうち、いずれかを自社保有又は共同保有(保有比率又は支払比率50%以上)している	1	
			主作業船のうち、いずれかを共同保有(保有比率又は支払比率20%以上50%未満)している	0.5	
			主作業船のうち、いずれかを共同保有(保有比率又は支払比率20%未満)している	0.25	
			いずれの主作業船も保有していない	0	
	配 担 置 い 技 術 者 の 保 有 の 能 力 組 及 び	主任(監理)技術者の保有する資格	1級電気工事施工管理技士又は技術士と同等	2	5 ↓ 4
			2級電気工事施工管理技士と同等	1	
			上記以外	0	
		過去8年間の主任(監理)技術者の同種工事(公共工事)の施工経験の有無 (平成30年4月1日以降に、元請として施工し引き渡された電気工事(公共工事)に従事した経験)	指定金額以上の施工経験あり	1	
			指定金額の2分の1以上の施工経験あり	0.5	
			指定金額の2分の1以上の施工経験なし	0	
		継続学習(CPD)の取組状況	各団体推奨単位以上を取得しており継続教育の証明がある	1	
			取得していない	0	

		技能士等の活用	指定したすべての工種(種別)(注1)において指定したすべての技能士を活用する場合に評価する。なお、技能士活用は下請等の職員による場合も認める。	1				
			活用しない	0				
		担い手確保の取組	A及びBの両方に該当する	1				
			A又はBのいずれか1項目に該当する	0.5				
			A又はBのいずれにも該当しない	0				
		A 若手技術者の雇用	満35歳未満の若手技術者を雇用している					
		B 女性技術者の雇用	女性技術者を雇用している					
		企業 の 地域 貢 献 度	地域 精 通 度	地理的条件		工事場所のある地域に本店がある	2	5 ↓ 2
						上記以外の地域で市内に本店がある	1	
						その他	0	
地域 貢 献 度	過去5年間の災害時緊急対応出動実績		下関市災害等緊急協力事業者登録制度に登録があり、出動実績がある	1				
			登録はあるが、出動実績がない	0.5				
			登録がない	0				
	過去3年間の市内在住者の新規雇用の有無		雇用あり	1				
			雇用なし	0				
	その他の取組		A～Eのいずれか2項目以上に該当する	1				
			A～Eのいずれか1項目に該当する	0.5				
		A～Eのいずれにも該当しない	0					
	A 障害者の雇用状況	障害者雇用促進法に基づく雇用状況の報告義務があり法定雇用率以上の雇用がある。又は、報告義務がなく1名以上雇用している						
	B 更生保護の協力雇用主登録	更生保護の協力雇用主の登録がある						
	C 消防団協力事業所の登録	消防団協力事業所の登録がある						
	D やまぐち男女共同参画推進事業者の認証	やまぐち男女共同参画推進事業者の認証を受けている						
	E 地域貢献活動の実績	過去1年間に、「しものせき美化美化大作戦」若しくは「しものせき美化美化キャンペーン」又は清掃、植栽等下関市内の公共施設での企業としてのボランティア活動の実績がある						
換算値の計(加算点の満点)					10			

【指定金額】

評価基準における「指定金額」については、「請負金額1億8000万円」として審査する。

2 加算点、履行確実点及び評価値の算定方法

技術提案資料の審査結果をもとに入札参加者の加算点を算出する。加算点は次の式により、各評価項目ごとに、当該評価項目の得点合計を当該評価項目の配点合計で除して得た数に当該評価項目の換算値を乗じて得た数の総和により求める。なお、加算点の最大は10点とする。

$$\text{加算点 } \Sigma = \left(\frac{\text{各評価項目ごとの得点合計}}{\text{各評価項目ごとの配点合計}} \times \text{各評価項目ごとの換算値} \right)$$

標準点(100点)に算出した加算点及び履行確実点(5点)を加えた合計を技術評価点とし、この技術評価点を当該入札者の入札価格で除して値(評価値)を算定する。

ただし、入札価格が下関市低入札価格調査実施要領に規定する調査基準価格を下回った場合は、履行確実点を0点として値(評価値)を算定する。

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{履行確実点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

3 落札者の決定方法

- ① 予定価格の制限の範囲内で最も高い評価値を得た者(以下「評価値1位の者」という。)について、自己採点表を技術提案資料に基づき審査するものとし、審査の結果、各評価項目の自己採点に誤りがない場合、落札候補者とする。
- ② 自己採点表の審査の結果、各評価項目の評価点に誤りがあった場合、次のとおり取扱うものとする。
 - ア 自己採点が過大評価の場合(自己採点が審査結果より高かった場合)
審査結果による得点を評価点とする。
 - イ 自己採点が過小評価の場合(自己採点が審査結果より低かった場合)
自己採点による得点を評価点とする。
 - ウ 審査の結果、評価値1位の者に変動があった場合
変動後の評価値1位の者について、自己採点表を技術提案資料に基づき審査する。以降、落札候補者が決定するまで自己採点表の審査を行うものとする。
- ③ 低入札価格調査を実施した結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認定された場合には落札候補者とししない。
- ④ 評価値1位の者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。